

議題2 デマンド交通停留所の増設について

1. 目的

デマンド交通の利便性を高め、利用者の負担軽減を図るため、住宅地内の停留所の間隔が現在の概ね半径300メートルから概ね半径150メートルとなるよう、停留所の増設を行う。

2. デマンド交通停留所設置状況（令和4年10月1日現在）

- ・市内：358カ所
- ・市外：6カ所（羽島市大須、西小薮、オークワ養老店、ザ・ビッグ輪之内店、F☆マート多度店、大桑クリニック）

市内の停留所は、主要施設（市関係施設、小中学校、金融機関、医療施設、集会所、スーパー等）に設置するほか、住宅地に概ね半径300メートルの間隔で設置している。（別添参考資料参照）

3. 増設方法

各区・自治会にデマンド交通の停留所の増設について要望調査を行う。
設置要望の場所について、現地確認を行い、設置の可否について判断する。
設置可能な場所について、令和5年10月から利用できるように準備を進める。

4. 今後のスケジュール

- 11月下旬 自治連合会理事会で説明
- 12月1日 区・自治会に要望を照会（回答期限：令和5年1月31日（火））
- 令和5年 2月以降 現地確認
- 令和5年 3月以降（時期未定） 公共交通会議にて停留所の新設について報告
- 令和5年 9月 デマンド停留所設置・市報等で周知
- 令和5年10月 利用開始

（その他）

デマンド交通の土曜日運行について、現在運行事業者と協議を進めています。
運行台数等、土曜日運行の事業内容が決まり次第、公共交通会議において審議をお願いします。